

第 6 号議案

公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例の件
公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例を次のよう
に制定する。

令和 7 年 2 月 18 日 提出

神戸市長 久 元 喜 造

公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例

公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成13年12月条例第49号）の一
部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び
第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は
太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）につ
いては、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正
部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>（給与を支給することができる派遣 職員に係る派遣先団体）</p> <p>第 8 条の 2 法第 6 条第 2 項の規定に より給与を支給することができる派 遣職員に係る派遣先団体は、別表第 1 第 1 号から第 5 号まで、第 7 号、 第 10 号から第 14 号まで、第 16 号、第 20 号、第 24 号、第 25 号、第 28 号、第 33 号、第 34 号、第 36 号から第 38 号ま で及び第 41 号に掲げる団体とする。</p>	<p>（給与を支給することができる派遣 職員に係る派遣先団体）</p> <p>第 8 条の 2 法第 6 条第 2 項の規定に より給与を支給することができる派 遣職員に係る派遣先団体は、別表第 1 第 1 号から第 6 号まで、第 8 号、 第 11 号から第 15 号まで、第 17 号、第 21 号、第 25 号、第 26 号、第 29 号、第 32 号から第 40 号まで、第 43 号、第 44 号、第 46 号から第 48 号まで及び第 51 号に掲げる団体とする。</p>

別表第1（第2条、第8条の2関係）

(1)～(3) [略]

(4)～(10) [略]

(11) 公益財団法人こうべ産業・就
労支援財団

(12)～(30) [略]

(31)～(41) [略]

別表第2（第10条関係）

(1)～(7) [略]

別表第1（第2条、第8条の2関係）

(1)～(3) [略]

(4) 公益財団法人神戸いきいき勤労
財団

(5)～(11) [略]

(12) 公益財団法人神戸市産業振興
財団

(13)～(31) [略]

(32) 社会福祉法人神戸市東灘区社
会福祉協議会

(33) 社会福祉法人神戸市灘区社会
福祉協議会

(34) 社会福祉法人神戸市中央区社
会福祉協議会

(35) 社会福祉法人神戸市兵庫区社
会福祉協議会

(36) 社会福祉法人神戸市北区社会
福祉協議会

(37) 社会福祉法人神戸市長田区社
会福祉協議会

(38) 社会福祉法人神戸市須磨区社
会福祉協議会

(39) 社会福祉法人神戸市垂水区社
会福祉協議会

(40) 社会福祉法人神戸市西区社会
福祉協議会

(41)～(51) [略]

別表第2（第10条関係）

(1)～(7) [略]

<u>(8)～(16)</u> [略]	<u>(8) 神戸航空貨物ターミナル株式会 社</u> <u>(9)～(17)</u> [略]
---------------------	--

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

理 由

職員を派遣することができる団体を変更するに当たり、条例を改正する必要があるため。